# 飲食料品に係る消費税率引下げについて
# ～飲食料品に係る２年間の消費税率引下げに関するＱ＆Ａ～

令和8年9月１５日に、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定されたことを受け、国税庁は同日、国税庁ホームページに、「消費税率引下げ特設サイト」を開設しており、この中で消費税率引下げに関するＱ＆Ａが公表されています。今回はこの中から、消費税率引下げの概要についてご紹介させていただきます。

令和9年4月1日から飲食料品の消費税率引下げの開始前にご確認していただきたいと思います。

**＜消費税率引下げの概要＞**

**（改正の概要）**

**[問]消費税率引下げとこれに関連する特例等の概要を教えてください。**

**【答】**

令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの２年間、飲食料品に係る消費税率が１％（国・地方合計）に引き下げられます。

１ 消費税率引下げ（税率１％）の適用対象

令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの間に行われる飲食料品の譲渡及び飲食料 品の保税地域からの引取りについて、税率１％が適用されます。

（注） 週２回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）は対象外（税率８％）です。また、税率１％の対象とされる飲食料品の範囲は、令和９年３月 31 日以前において税率８％の対象となっている飲食料品の範囲と同様です。

２ 適用税率

飲食料品の譲渡に係る適用税率は、１％（消費税率 0.78％と地方消費税率 0.22％相当の 合計）です。

３ 消費税率引下げに当たり設けられる特例等

| 特例等 | 主な内容 |
|---|---|
| 消費税率引下げに係る経過的な取扱い | 税率が引き下げられる令和９年４月１日以後に行われる飲食料品の譲渡であっても、一定の定期供給契約や通信販売に基づくものについては、これまでどおり税率８％が適用されます。<br>（注）税率１％を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」を除きます。 |
| 免税事業者から課税事業者になるための届出に関する特例 | 飲食料品の譲渡を行う免税事業者が、令和９年４月１日の属する課税期間中に、その課税期間から課税事業者となることを選択する旨を記載した「消費税課税事業者選択届出書」を提出した場合 には、その課税期間から課税事業者となることができます。 |
| 簡易課税から一般課税になるための届出に関する特例 | 飲食料品の譲渡を行い、かつ、簡易課税制度の適用を受けている事業者が、令和９年４月１日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用をやめようとする旨を記載した「消費税 簡易課税制度選択不適用届出書」を提出した場合には、その課税期間から一般課税により申告することができます。<br>また、簡易課税を選択した場合、２年間はその適用を継続する必要がありますが、飲食料品の譲渡を行う簡易課税制度の適用を受けている事業者の令和９年４月１日の属する課税期間については、この２年間の継続適用要件は適用しないこととされます。 |
| 簡易課税制度の計算方法の特例 | 簡易課税制度を適用して申告する場合、業種区分にかかわらず、飲食料品の譲渡（１％対象）に係る売上税額と同額の仕入税額を計上することとされます（この場合、その他の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除します。）。<br>（注）２割特例・３割特例を適用する場合も同様です。 |
| 中間申告制度の特例 | 令和９年４月１日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告を行う場合、その直前課税期間の飲食料品に係る売上げ・仕入れに税率１％（引下げ後の消費税率）が適用されたものとしたときの消費税額に基づく中間申告税額（国、地方の税額。税額がなければゼロ。）を記載した、仮決算による中間申告書を提出することができます。 |
| 飲食料品の総額表示義務の特例 | 税率引下げに対応した総額表示に直ちに対応することが困難な事情がある場合、令和９年２月１日から５月31日までの間は、飲食料品について、実際の支払額と誤認させない掲示等をしていることを条件に、税率８％又は１％での総額表示をしておくことが認められます（新旧税率の混在による表示も認められます。）。 |

（飲食料品の範囲）

**[問]消費税率引下げ（税率１％）の対象とされる「飲食料品」の範囲を教えてください。**

【答】

税率１％の対象とされる「飲食料品」の範囲は、令和９年３月31日以前において税率８％の対象である飲食料品の範囲と同様です。

（消費税率引下げの時期）

**[問]税率の引下げ（１％）はいつから適用されますか。当社が経営するスーパーは、営業時間が午前９時から翌日の午前１時までであるため、日々の売上げについて午前１時で締めて集計していますが、令和９年３月 31 日分の売上げとして計上する同年４月１日の午前０時から１時までの飲食料品の譲渡について、適用税率はどのようになりますか。**

【答】

飲食料品に係る消費税率の引下げは、令和９年４月１日以後に行う飲食料品の譲渡から適用 されます。そのため、同日以後に行う飲食料品の譲渡については、税率１％が適用されます。

ご質問のように、事業者が継続適用している売上計上基準に従って令和９年４月１日の午前 ０時から１時までの商品販売を、同年３月 31 日分の売上げとして計上する場合、同年４月１日 の午前０時から１時までの飲食料品の譲渡に係る適用税率は、すべて同年３月 31 日時点の税 率（８％）を適用することとして差し支えありません。

（注）１ 令和９年３月 31 日までに締結した契約に基づき行われる飲食料品の譲渡や仕入れであっても、同年４月１日以後に行われるものは、経過的な取扱いが適用される場合を除き、税率１％が適用されます。

２ 令和９年３月 31 日までに行われた飲食料品の仕入れについては、その販売（売上げ）が同年４月１日以後に行われたとしても、税率８％が適用されます。

（売り手と買い手で計上基準が異なる場合の適用税率）

**[問]当社は検収基準により仕入れを計上していますが、取引先の中には出荷基準により売上げを計上している事業者がいます。例えば、飲食料品に係る取引先の出荷が令和９年３月30日、当社の納品日が同年４月２日で、売り手が消費税率８％で請求した場合に、当社（買い手）は消費税率８％で仕入税額控除を行うことになりますか。**

【答】

買い手は、売り手が適用した税率に基づき仕入税額控除を行うこととなります。したがって、買い手は売り手から交付を受けた適格請求書等に記載された消費税率や消費税額等に基づき仕入控除税額を計算することとなりますので、ご質問の場合、売り手が適用した消費税率（８％）に基づき仕入税額控除を行うこととなります。

なお、区分記載請求書等で税込価額の記載はあるものの、適用された消費税率（８％又は１％）が明らかでないときは、取引の相手方に確認した上で適用税率を判断することとなります。

（返品取引について）

**[問]令和９年３月 31 日以前に販売した飲食料品について、同年４月１日以後に返品があった場合、適用税率はどのように取り扱えばよいでしょうか。**

【答】

令和９年３月31日以前に販売した飲食料品（税率８％対象）について、同年４月１日以後に 商品が返品され、対価の返還等を行った場合には、税率８％に基づき売上げに係る対価の返還等に係る消費税額を計算することとなります。

（注） 令和９年３月31日以前に行った飲食料品の販売に係る売掛金等（税率８％対象）について、同年４月１日以後に貸倒れがあった場合も同様です。

＜適格請求書等保存方式（インボイス制度）との関係＞

（税率１％の対象取引に係るインボイス等への記載事項）

**[問]消費税率引下げに伴い、インボイスや帳簿の記載内容に変更はありますか。**

【答】

消費税率引下げに伴い、飲食料品の譲渡を行った場合に、インボイスや仕入明細書等に記載する適用税率は１％となり、消費税額等の金額は１％で計算した金額となりますが、それ以外のインボイスや帳簿に係る記載事項に変更はありません。

税率１％の適用対象である飲食料品は軽減税率の適用対象であるため、飲食料品の譲渡を行った場合、「軽減税率の対象品目である旨」を記載すれば、これに代えて、「税率１％の対象品目である旨」を新たに記載する必要はありません。